

江府町告示第31号

平成25年 5月27日

江府町長 竹 内 敏 朗

第3回江府町議会定例会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 平成25年6月4日

2、場 所 江府町役場議場

---

○開会日に応招した議員

三 輪 英 男

宇田川 潔

川 上 富 夫

日野尾 優

上 原 二 郎

越 峠 恵美子

長 岡 邦 一

田 中 幹 啓

川 端 雄 勇

森 田 智

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

## 第3回江府町議会定例会会議録（第1日）

平成25年6月4日（火曜日）

---

### 議事日程

平成25年6月4日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 平成24年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第2号 平成24年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第3号 平成24年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 議案第48号 専決処分した事項の承認について  
（平成24年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第8 議案第49号 専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第9 議案第50号 専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 議案第51号 専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第11 議案第52号 江府町税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第53号 江府町職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第54号 江府町地下水採取に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第55号 江府町簡易水道遠隔監視装置設置工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第56号 江府中学校新築工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第57号 平成25年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第58号 江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第18 議案第59号 平成25年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正  
予算（第1号）

日程第19 議案第60号 平成25年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正  
予算（第1号）

日程第20 議案第61号 平成25年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）  
補正予算（第1号）

日程第21 議案第62号 平成25年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第  
1号）

日程第22 議案第63号 平成25年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算（第  
1号）

日程第23 陳情書の処理について

---

出席議員（10名）

1番 三輪英男	2番 宇田川 潔	3番 川上富夫
4番 日野尾 優	5番 上原二郎	6番 越峠 恵美子
7番 長岡 邦一	8番 田中 幹啓	9番 川端 雄勇
10番 森田 智		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 ————— 梅 林 茂 樹

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 —————	竹 内 敏 朗	副町長 —————	白 石 祐 治
教育長 —————	加 藤 泰 巨	総務課長 —————	影 山 久 志
企画財政課長 —————	川 上 良 文	住民課長 —————	森 田 哲 也
福祉保健課長 —————	瀬 島 明 正	奥大山まちづくり推進課長	矢 下 慎 二

奥大山スキー場管理課長 岡田雄成 建設課長 ————— 下垣吉正  
会計管理者 ————— 中川久美子 教育次長 ————— 山川浩市  
社会教育課長 ————— 川上 豊

---

#### 午前10時20分開会

○議長（日野尾 優君） おはようございます。本日の欠席通告はございません。全員出席であります。

これより、平成25年第3回江府町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、配布のとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、今期定例会に出席を求めた者は、お手元に配布した報告書のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（日野尾 優君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、1番、三輪英男議員、2番、宇田川潔議員の両名を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（日野尾 優君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

過般、議会運営委員会が開かれ審議された結果、議会運営委員長からお手元に配布のとおり答申を受けたので、お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より6月6日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ご異議なしと認めます。よって、会期は3日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（日野尾 優君） 日程第3、諸般の報告を行います。初めに、議長報告を行います。3月議会以降の議会活動並びに会議規則第120条ただし書の規定による議員の派遣については、お手元に配布しました議会活動報告及び議員派遣の報告のとおりであり、説明を省略しご覧いただ

くことをご了承願います。

また、監査委員から各月の例月出納検査の結果報告書が、議長の手元に提出されております。詳細については、事務局の方でご覧願います。

続いて、町長報告を行います。町長からの報告事項がありましたら、この際報告をしていただきます。

○町長（竹内 敏朗君） 議長。

○議長（日野尾 優君） 竹内町長。

○町長（竹内 敏朗君） 3月定例議会以降の行政報告につきましては、お手元に各課別行政報告をお配りいたしておりますので、後刻ご覧いただければと思います。これで、報告に代えさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（日野尾 優君） ただ今の報告について、ご質問があればお受けいたします。

○議員（8番 田中 幹啓君） はい。議長。

○議長（日野尾 優君） 田中議員。

○議員（8番 田中 幹啓君） なんか、日本海新聞から情報を得ているような感じがするんですが、神戸との協定があったようですが、説明があったかもしれませんが、我々報告を受けた記憶がないんですが、どういうことですか。

○議長（日野尾 優君） 竹内町長。

○町長（竹内 敏朗君） はい。先般、新聞報道等で先ほど田中議員のほうからご指摘受けました。実は災害協定、各鳥取県町村会を通じたり、いろいろな形で特に江府町の場合は島根原発から50キロということも含めていろいろな災害に対処するため住民の皆さんが安心して安全に暮らしていただけると、そういう町づくりをつくっていかねばいけないということで、やらせていただいております。6月1日に昨年、魚崎協議会にお邪魔した折に神戸におきましても南海トラフ大地震の関係で津波の状況もございますし、なんとか協議会と長い交流もいたしておりますので、災害協定ということ、盟約は平成12年に結んでおりますし、そういうことはできないでしょうかというお話の中で、協議会のほうから魚崎の区長さんの立会のもとにやりましょうと、この度平成7年の阪神淡路、また平成12年の鳥取西部、お互いに支援はしてるわけですが、東日本もございましたし、島根原発もございますので、この度締結をしたらということやらせていただいたわけです。60周年記念という思いも込めて6月1日に実施をさせていただいたところでございます。よろしくお願いたします。

○議員（8番 田中 幹啓君） はい。

○議長（日野尾 優君） 田中議員。

○議員（8番 田中 幹啓君） はい。新聞であれだけの報道をされるくらいですので、事前にはある程度議会の方にも、こういう形をとるということを、インターネットで流されているかもしれませんが、また日本海新聞を取っていない人間にとっては、情報が分からないわけですから、細かい配慮は必要ではないかと思うのですが、町長のお考えかもしれませんが、日本海新聞を見てくれという姿勢かどうか、その辺をお聞きしたい。

○議長（日野尾 優君） 竹内町長。

○町長（竹内 敏朗君） はい。地方紙を見て下さいというよりは、この度6月1日に向こうの都合等もございましたし、本町との日程調整もございました。これにつきましては、どうしても事後報告になってきますが、町報等ではきちんとした情報というものを住民の皆さんにお伝えをし、少しでも安心できる状態は作っていきたいと考えているところでございます。先ほどご指摘ございましたように特に大きな事案につきましては、事前に事務局を通じて情報を流すということもしっかり考えていかなければいけないと反省もいたしておるところでございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（日野尾 優君） よろしゅうございますか。

○議員（8番 田中 幹啓君） はい。

○議長（日野尾 優君） その他ございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） はい。ないので、日程第3、諸般の報告は終わります。

---

#### 日程第4 報告第1号 から 日程第6 報告第3号

○議長（日野尾 優君） 日程第4、報告第1号、平成24年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第6、報告第3号、平成24年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてまで、以上3件を一括議題とします。

町長から、報告をお願いします。

○町長（竹内 敏朗君） 議長。

○議長（日野尾 優君） 竹内町長。

○町長（竹内 敏朗君） 本定例会に提出いたしております要旨の大意につきましてご説明を申し上げます。

報告事項についてであります。報告第1号、平成24年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明

許費繰越計算書についてであります。

本報告は、平成24年度において実施予定でありました「農村災害対策整備事業負担金」等全11件の事業、繰越額1億1,521万1,000円を平成25年度で実施することとしたものでございます。よろしくお願いたします。

次に報告第2号、平成24年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

本報告は、平成24年度において実施予定でありました遠隔監視システム整備事業、繰越額7,245万円を平成25年度で実施することとしたものであります。

次に報告第3号、平成24年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

本報告は、平成24年度において実施予定でありました杉谷地区農業集落排水事業、繰越額784万1,000円を平成25年度で実施することとしたものであります。

以上、報告第1号、報告第2号、第3号の3件について報告を終わります。

○議長（日野尾 優君） 次に、所管課長より、詳細説明を求めます。川上企画財政課長。

○企画財政課長（川上 良文君） 失礼いたします。報告第1号、平成24年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。1枚おはぐりいただき、繰越計算書をご覧下さい。繰越いたしました事業は、平成24年度の農村災害対策整備事業負担金等全11件の事業です。

繰越限度額1億1,615万3,000円の内、1億1,521万1,000円を平成25年度に繰り越しして事業をおこなうものです。よろしくお願いたします。

○議長（日野尾 優君） 下垣建設課長。

○建設課長（下垣 吉正君） 失礼します。報告第2号、平成24年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。1枚おはぐりいただきまして、平成24年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書、款10水道事業費、項5水道施設整備費、事業名、遠隔監視システム整備事業、事業費7,245万円の内全額でございます。年度内に事業が出来ず平成25年に繰り越すものでございます。

続きまして、報告第3号、平成24年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。1枚おはぐりいただきまして、平成24年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書。款10農業集落排水事業費、項5農業集落排水施設整備費、事業名杉谷地区農業集落排水事業の事業費8,047万円の内、

管路工事 784万1,000円を平成25年度に繰り越すものでございます。以上報告申し上げ、よろしく願いいたします。

○議長（日野尾 優君） 以上、詳細説明が終了いたしました。

日程第4、報告第1号から日程第6、報告第3号まで以上3件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告のみであります、この際質疑があれば行います。

先ず、報告第1号、平成24年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書について、質疑があれば行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので質疑を終結します。

続いて、報告第2号、平成24年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、質疑があれば行います。

○議長（日野尾 優君） ないので質疑を終結します。

続いて、報告第3号、平成24年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、質疑があれば行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ないので質疑を終結します。

以上、3件の報告は終了いたします。

---

#### 日程第7 議案第48号 から 日程第22 議案第63号

○議長（日野尾 優君） 日程第7、議案第48号、専決処分した事項の承認について（平成24年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第7号））から日程第22、議案第63号、平成25年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）まで以上16議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（竹内 敏朗君） 議長。

○議長（日野尾 優君） 竹内町長。

○町長（竹内 敏朗君） 専決処分した事項について。議案第48号から議案第51号までの4議案につきましては、緊急を要し、議会を召集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告いたします。

議案第48号、専決処分した事項の承認について（平成24年度鳥取県日野郡江府町一般会計



補正予算（第7号））。本案は、既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ7,233万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億9,754万円といたしました。

補正いたしました主な内容は、歳入につきましては、地方交付税7,233万8,000円の増額。歳出につきましては、諸支出金7,233万8,000円の増額でございます。以上により補正予算を編成いたしました。なお特別交付税の確定による増額分でございます。

議案第49号、専決処分した事項の承認について（平成25年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号））。

本案は、既定の予算総額43億1,400万円内で組み換えを行い、対応いたしました。

補正いたしました主な内容は、歳出につきましては、総務費392万4,000円の増額。予備費392万4,000円の減額でございます。歳入につきましては、補正はございません。なお、この392万4,000円につきましては、中学校建設予定地におきまして、経済対策臨時交付金の事業を施工して舗装、並びにバス停を設置しておりましたので、この撤去が必要となりましたので国庫金を返還するものでございます。以上により補正予算を編成いたしました。

議案第50号、専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成25年4月1日から施行されたことに伴い、個人住民税、固定資産税等、所要の改正をいたしましたものであります。

次に議案第51号、専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

本案は、地方税法等の一部改正並びに、平成25年度国民健康保険税の税額決定にあたり、江府町国民健康保険運営協議会に上程し、ご承認を得ましたので、所要の改正をいたすものであります。

次に議案第52号、江府町税条例の一部改正について。

本案は、寄付金税額控除の拡充のための、鳥取県税条例の一部改正に伴い、江府町税条例の一部を改正いたしたく、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得たく、提案いたすものであります。

議案第53号、江府町職員の給与の特例に関する条例の一部改正について。

本案は、国からの強制的な平成25年度地方財源の削減により、過去の給与削減に対して交付される地域の元気づくり推進費を加えても、約726万円の財源不足が見込まれることから、本年8月から平成26年3月までの8か月間、行政職1級在級者を除き、職員給料及び期末・勤勉手当を2.8%減額して財源不足相当額を削減するほか、併せて管理職手当について支給額の5

%の減額をおこなうため、本条例の一部を改正いたすものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものであります。

議案第54号、江府町地下水採取に関する条例の一部改正について。

本案は、地下水の採取に必要な規制を行ない、江府町の全域について地下水の自然涵養と保全に努めるとともにその適正な利用を図り、持続可能な地下水利用を図る目的のために制定したものであります。このたび、規制に係る部分をより明確にするために一部改正するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものであります。

議案第55号、江府町簡易水道遠隔監視装置設置請負契約の締結について。

本案は、江府町内簡易水道施設6か所に遠隔監視装置設置による江府町簡易水道遠隔監視装置設置工事を行うため、鳥取電業株式会社米子支店と工事請負契約を締結いたすものであります。

地方自治法第96条第1項第5号及び江府町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を得たく提案いたすものであります。

議案第56号、江府中学校新築工事請負契約の締結について。

本案は、老朽化によります江府中学校新築工事を行うため、江府中学校新築工事大松建設・岩崎組・竹田工務店特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結いたすものであります。地方自治法第96条第1項第5号及び江府町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を得たく提案いたすものであります。

議案第57号、平成25年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第2号）。

本案は、平成25年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額にそれぞれ2,969万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億4,369万4,000円といたすものであります。補正いたします主な内容は、歳出につきましては、議会費316万3,000円の減額。総務費3万4,000円の増額。民生費2,165万7,000円の増額。衛生費580万4,000円の減額。農林水産業費1,330万5,000円の増額。土木費350万3,000円の増額。消防費372万7,000円の増額。教育費648万6,000円の減額。予備費292万1,000円の増額。歳入につきましては、分担金及び負担金225万円の増額。国庫支出金1,211万5,000円の増額。県支出金1,407万1,000円の増額。財産収入274万5,000円の増額。繰入金1,000万円の減額。諸収入301万3,000円の増額。町債550万円の増額。以上により補正予算を編成いたしました。

議案第58号、平成25年度鳥取県日野郡江府町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ166万円を追加し、予算総額を323万2,000円といたすものであります。補正いたします主な内容は、繰り上げ償還によるものでございます。

議案第59号、平成25年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）。本案は、既定の予算総額4億560万円内での組み替えを行うものであります。

歳出において補正いたします主な内容は、後期高齢者支援金並びに前期高齢者納付金を事務費の確定によりそれぞれ1,000円の増額、介護納付金を本年度の額の決定により6万9,000円の減額、諸支出金の還付金を、高額医療費共同事業負担金の還付額の確定により8万2,000円増額いたすものであり、これらに伴い予備費から1万5,000円を充当いたすものであります。

議案第60号、平成25年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）。

本案は、既定の予算総額2億4,051万6,000円内での組み替えを行うものであります。

歳出において補正いたします主な内容は、総務費の一般管理費を203万5,000円減額するもので、歯科医師の交代による給料等の減額であります。また、これに伴い予備費を203万5,000円増額するものであります。

議案第61号、平成25年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）。

本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ14万8,000円を減額し、予算総額を5億3,659万9,000円といたすものであります。

補正いたします主な内容は、歳入においては一般会計繰入金を14万8,000円減額、これは地域支援事業費の減額に伴うものであります。また、歳出においては、地域支援事業費を14万8,000円減額、これは人件費の減額に伴い補正いたすものであります。

議案第62号、平成25年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算総額9,776万6,000円内で組替をいたすものであります。

補正いたします主な内容は、歳出につきまして、総務費において人件費を21万4,000円減額、予備費を21万4,000円増額いたすものであります。

議案第63号、平成25年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算総額1億9,047万3,000円内で組替をいたすものであり

ます。補正いたす主な内容は、歳出につきまして、農業集落排水事業費において人件費を25万2,000円減額、予備費を25万2,000円増額いたすものであります。以上、補正予算7議案につきまして、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものであります。

なお、内容の詳細につきましては、主管課長より説明いたさせますのでお聞き取りの上、ご審議、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（日野尾 優君） 日程に従い、議案第48号から議案第63号まで、順次、所管課長の説明を求めます。

川上企画財政課長。

○企画財政課長（川上 良文君） 議案第48号についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事項について報告いたすものです。1枚おはぐりください。内容は、平成24年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第7号）です。1枚おはぐりください。補正予算の内容は、特別地方交付税額の確定にともなう経費を補正したもので、既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ7,233万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ33億9,754万円といたしたものです。

さらに1枚おはぐりいただき、内容は歳入では、50番の地方交付税7,233万8,000円の増額をおこない、もう1枚おはぐりいただきまして、2ページ目の歳出では、65番の諸支出金、基金費に7,233万8,000円増額いたしたものです。

また、3ページ、第2表繰越明許費補正でございますが、30番の農林水産業費、農業費、農村災害対策整備事業負担金といたしまして52万5,000円の繰越明許費を補正いたしたものです。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により報告いたします。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第49号、専決処分した事項の承認について、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事項について報告いたすものでございます。1枚おはぐりください。内容は、平成25年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）です。1枚おはぐりください。補正予算の内容は、江府中学校新築にかかる臨時交付金により取得した財産処分に伴う国庫償還金経費を補正したものです。

予算の総額43億1,400万円は変更せず、予備費の組み換えにより補正いたしたもので、歳入歳出の増減はありません。

さらに1枚おはぐりいただき、2ページ目でございます。内容は歳出につきまして、10番の総務費392万4,000円の増額、90番の予備費392万4,000円の減額いたしましたものです。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により報告いたします。ご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（日野尾 優君） 森田住民課長。

○住民課長（森田 哲也君） 議案第50号、専決処分しました事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）について、ご説明させていただきます。2枚おはぐりいただきたいと思ひます。

江府町税条例の一部を改正する条例。第54条から順次説明させていただきます。第54条第5項につきましては、森林総合研究所独立行政法人が管理しておりました緑資源機構法人がこの度なくなりました。そのための文言を削除させていただくものでございます。次に2ページ、131条第4項につきましても同じ理由で文言を削除させていただくものでございます。次に第3条の2、延滞金の割合等の特例についてご説明させていただきます。これにつきましては、主な内容は、年4パーセントの割合を延滞金、加算金に増やしておりましたが、この度、1パーセントに引き下げるといふ町税政の改正に伴い、今回提案させていただくものでございます。次4ページおめくりいただきまして、特定基準の割合7.3%、14.6%の割合について先ほどの4パーセントから1%にかわるという条項を付けたものでございます。次に5ページをおめくりいただきたいと思ひます。公立法人等にかかります町民税の課税の特例ということで、現在平成22年度から平成35年度までのものをこの度平成39年度まで、平成21年度から25年度までのものを平成29年度まで、それぞれ4年間延長するといふ内容のものでございます。次に6ページおめくりいただきたいと思ひます。10条の2ですが、法改正によります条項の変更等によりましてこの度提案させていただいておるところでございます。次に9ページおめくりいただきたいと思ひます。附則といたしまして、施行期日を平成25年4月1日といたします。なお、延滞金等の利息の変更につきましては、平成26年の1月1日から、その他のものにつきましては平成27年1月1日からということになっております。最後10ページをおめくりいただきたいと思ひます。耐震基準適合住宅に対します改修費用の金額の増額30万円が50万円に上がるものですが、これにつきましてはこの4月1日以前のものにつきましても適応するといふものです。

次に議案第51号、専決処分した事項の承認についてのご説明をいたします。2枚おはぐりください。江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案です。先ず1ページ目。5条の

2、国民健康保険の被保険者に係ります世帯別平等割の変更について。先ず医療分の世帯別平等割につきまして、今年から5年経過するものについては、特定世帯として半額の減額がありましたが、新たに6年以降8年経過する方につきましても特定継続世帯としまして12,750円の新設を加えるものです。2ページをご覧くださいと思います。第6条につきましては、後期高齢者支援金の所得額の変更についてです。100分の1.98を乗じておりましたものを100分の2.00に改正する提案です。次に国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の資産割額、第7条についてです。100分の7.50を乗じておりましたものを100分の8.00に改正いたすものでございます。次に国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の変更についてです。これまで6,000円といたしておりましたものをこの度7,000円に変更いたすものです。次に7条の3、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額についてのご説明です。以前5,000円だったものを6,000円に、特定世帯2,500円だったものを3,000円に、先ほど説明致しました新たに加わります特定継続世帯を4,500円に改定するものでございます。次に第8条、介護納付金課税被保険者に係ります所得割額の変更についてのご説明です。以前100分の1.67を乗じて計算しておりましたものをこの度100分の1.75に変更いたすものであります。次に第9条、介護納付金課税被保険者に係る資産割額の変更についてご説明いたします。以前100分の7.80を乗じて算定いたしておりましたものを100分の8.00を乗じて算定するものでございます。次に第9条の2、介護納付金課税被保険者に係ります均等割額の変更についてご説明いたします。1枚めくっていただきまして、3ページをご覧ください。これまでは1人当たり6,000円といたしておりましたものを6,500円に改正いたすものでございます。次に9条の3、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額についてご説明いたします。これまで3,000円といたしておりましたものを3,500円に改正させていただく提案でございます。次に第15条、国民健康保険税の減額についてのご説明をさせていただきます。

(1) としまして、これまで7割減額の対象となっておりました医療分の平等割額を新たに特定継続世帯が発生したために、特定継続世帯を8,925円減額いたすものでございます。次にエについて説明いたします。4ページをおめくり下さい。後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額の変更についての説明をさせていただきます。特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯を3,500円から4,200円に、特定世帯を1,750円から2,100円に、特定継続世帯を新たに3,150円の減額を設ける改正でございます。介護納付金課税被保険者に係る均等割額の変更ですが、以前4,200円であったものを1人当たり4,550円に改正させていただくも

のであります。カについてですが、これは平等割額の変更についてです。1世帯について2, 100円であったものを2, 450円に変更いたすものです。

次に(2)のイ、医療費分世帯別平等割額ですが、今までありませんでした特定継続世帯を6, 375円に改正する案でございます。

次5ページをおめくり下さい。エについてご説明いたします。後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額につきまして、現在2, 500円の減額を3, 000円に、特定世帯1, 250円を1, 500円に、新たに特定継続世帯2, 250円減額いたすものであります。オについて、説明させていただきます。介護保険者の被保険者均等割額、現在1人3, 000円を3, 250円に改正いたすものであります。カにつきまして説明いたします。同じく介護保険被保険者につきまして、世帯別平等割額を1, 500円から1, 750円に改正いたすものでございます。

次に(3)イについて、説明いたします。医療費分の世帯別平等割額につきまして、新たに今回加わります特定継続世帯を2, 550円減額する改正案でございます。次ウについてご説明いたします。6ページをご覧ください。高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について、現在1, 200円のを1, 400円に改正いたすものでございます。エについて、ご説明いたします。後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額、現在1, 000円のを1, 200円に、特定世帯につきましては500円を600円に、新たに設けました特定継続世帯を900円減額いたすものでございます。オについてご説明いたします。介護被保険者につきまして被保険者均等割額現在1, 200円のを1, 300円に改正するものです。同じく世帯別平等割額を600円を700円に改正するものです。

附則につきましては、法改正に伴いましてその下の15、条項が変わりましてその整理のために番号を変えたものです。1枚めくっていただきまして7ページをご覧ください。附則としまして施行期日を平成25年6月1日から施行いたしたいと思っております。なお、附則第15項の改正規定につきましては、平成26年1月1日から施行するものでございます。

次、議案第52号、江府町税条例の一部改正についてご説明させていただきます。1ページおめくり下さい。江府町税条例の一部を改正する条例。寄付金税額控除につきまして、第34条の7につきまして、ご説明させていただきます。現在は、第7の1項の第1号、第2号となっておりますが、この度枠を広げるということで各号に掲げるというふうに文言を変えさせていただいております。(1)(2)いままでのそれぞれの文言を挙げておりましたが、これを削除いたしまして3ページおめくりいただきたいと思っております。3といたしまして、法第314条の7第1項第3号の条例で定める住民の福祉の増進・寄与に伴います寄付金を次の各号のいずれかに該当す

る寄付金とする。

(1) としまして、鳥取県内に事務所又は事業所を有する法人または団体に対する寄付金(学校の入学に関してするものを除く)。(2) 公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第2条の規定により鳥取県知事又は鳥取県教育委員会の許可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した金銭ということで、寄付金の控除額を広げたという提案のものでございます。附則といたしまして、平成26年1月1日から施行するものです。なお経過措置といたしまして、平成25年1月1日以後に支出された寄付金につきましても適応するという改正案でございます。ご審議いただきましてご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(日野尾 優君) 影山総務課長。

○総務課長(影山 久志君) 議案第53号、江府町職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてご説明いたします。1枚おはぐりいただきたいと思います。一部を改正する条例案をお付けいたしておりますが、左の欄をご覧くださいと思います。第2条におきまして職員の給与の特例期間を平成25年8月1日から平成26年3月31日までといたしまして、その間、行政職1級の職員を除き、給料月額の2.8%を減額いたすものでございます。また第3条第2項におきまして、管理職手当の5%を減額するものでございます。また第3条第3項におきまして、減額後の給料月額を期末勤勉手当の算出の基礎とするために改正するものでございます。附則といたしまして、この条例の施行日を平成25年8月1日からとさせていただきます。以上ご審議、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(日野尾 優君) 矢下奥大山まちづくり推進課長。

○奥大山まちづくり推進課長(矢下 慎二君) 議案第54号、江府町地下水採取に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。1枚おはぐり願います。改正内容につきましては、第4条第2項の町長の許可のあとに内部審査会を経て、第7条の冒頭に規制地域以外のという文面を加え、条例制定の趣旨や内容等を分かり易く表現するため本来供述すべきものであったものを一部付け加えるものであります。ご審議、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(日野尾 優君) 下垣建設課長。

○建設課長(下垣 吉正君) 失礼します。議案第55号、江府町簡易水道遠隔監視装置設置請負契約の締結について、ご説明申し上げます。1枚おはぐりおたたくしまして、契約の目的でございます。江府町簡易水道遠隔監視装置設置工事。工事の概要でございますが、町内の御机、大河原、袋原、吉原、柿原、大万の簡易水道施設に遠隔監視装置を設置する工事でございます。契約の方法につきましては、鳥取県西部地区の電機計装工事の技術実績のある5社によります指名競争入



札を5月30日に行いました。入札の結果でございますが、契約金額7,035万円で契約いたしております。契約の相手方でございますが、鳥取県米子市両三柳250-2、鳥取電業株式会社米子支店でございます。代表者といたしましては、取締役副社長、竹歳公彦でございます。工期といたしましては、本契約の締結の翌日から平成26年2月28日を予定しております。以上ご説明申し上げました。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（日野尾 優君） 山川教育次長。

○教育次長（山川 浩市君） 議案第56号、江府中学校新築工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。1枚おはぐり願います。記といたしまして、1. 契約の目的、江府中学校新築工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額、9億5,550万円。4. 契約の相手方、江府中学校新築工事大松建設・岩崎組・竹田工務店特定建設工事共同企業体。代表者、鳥取県米子市彦名町1847番地1。代表取締役、松浦啓介。以上ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（日野尾 優君） 川上企画財政課長。

○企画財政課長（川上 良文君） はい。議案第57号、平成25年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。本案は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,969万4,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ43億4,369万4,000円といたすものです。1枚おはぐり願います。第1表歳入歳出予算補正についてご説明いたします。歳入につきまして、主なものをご説明いたします。60番分担金及び負担金、5番分担金、225万円の増額。これは杉谷大井手の基盤整備促進事業地元分担金でございます。70番国庫支出金、10番国庫補助金1,211万5,000円でございますが、これは社会福祉費セーフティネット支援対策事業、老人福祉費認知症施策総合推進事業等でございます。75番県支出金、10番県補助金、1,353万7,000円、これは杉谷大井出の基盤整備促進事業補助金でございます。それと緑の産業再生プロジェクト事業でございます。次に15番県委託金53万4,000円。これは地域防災力向上委託金でございます。次に80番財産収入、5番財産運用収入、31万5,000円。これは土地、建物の賃借料でございます。10番財産売払収入243万円。これは、立木売払金でございます。次に100番諸収入、25番雑入、301万3,000円。これは、吉原地区防災組織育成助成金でございます。消防団員退職手当2名分も含まれております。105番町債、550万円。これは日野病院医療機器導入事業債。高齢者買物困難地域支援事業債でございます。トータルいたしまして、歳入合計2,969万4,000円でございます。続きまして、歳出につきまして主なものをご説明させていただきます。5番議会費、316万3,

000円の減額。これは議員報酬等人件費の減額によるものでございます。10番総務費、5番総務管理費、716万6,000円の減額。これは職員の人件費削減によるものでございます。

10番徴税費720万円の増額。これは人事異動によるものでございます。15番民生費、5番社会福祉費、1,998万6,000円の増額。これは人事異動による増額分と地域包括ケア推進事業に伴います臨時職員の増額でございます。続きまして15番民生費、15番生活保護費、259万1,000円。これは、生活保護法の改定によりますシステム改修費でございます。続きまして20番衛生費、5番保健衛生費、580万4,000円の減額。これは、日野病院事務負担金530万円、その他人件費の減による減額でございます。30番農林水産業費、5番農業費、1,081万3,000円の増。これは農業基盤整備促進事業杉谷大井出測量設計改修工事用地購入費、物件補償費等でございます。続きまして、45番消防費、5番消防費372万7,000円の増額。これは、消防団員の退職報償費2名分、また、地域防災組織育成吉原地区の事業の助成金でございます。続きまして50番教育費、5番教育総務費、427万7,000円の減額。これは人事異動に伴います減額でございます。続きまして10番小学校費11万9,000円、15番中学校費15万7,000円。これは、美女石生徒・児童の学校通学支援事業の委託料でございます。20番社会教育費、248万5,000円の減額。これは人事異動に伴います減額でございます。90番予備費で調整をさせていただきました。補正額が292万1,000円でございます。歳出のトータルは、2,969万4,000円でございます。

続きまして、1枚おはぐりいただきまして、4ページ第2表地方債補正でございます。過疎対策事業債限度額を550万円増額いたしまして、総額12億1,370万円といたします。以下事項別明細書を付けておりますので、ご覧いただきご審議、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（日野尾 優君） 森田住民課長。

○住民課長（森田 哲也君） 議案第58号、平成25年度鳥取県日野郡江府町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。本案は歳入歳出それぞれの総額に166万円を追加し、合計を323万2,000円といたします改正案であります。1枚おめくり下さい。歳入歳出予算補正、歳入につきましてご説明申し上げます。款100諸収入、項5貸付金元利収入、補正額166万円。補正後323万2,000円といたすものでございます。1枚おめくり下さい。歳出についてご説明申し上げます。款15公債費、項5公債費、157万7,000円を補正いたすものでございます。款90予備費、項5予備費、8万3,000円を補正するものでございます。合計歳出が166万円の補正で、歳出合計が323万2,000

0円になる改正案でございます。以下事項別明細書をご覧ください、ご審議、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（日野尾 優君） 瀬島福祉保健課長。

○福祉保健課長（瀬島 明正君） 失礼いたします。議案第59号、平成25年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額4億560万円内での組み換えをいたすものでございます。1枚おはぐりください。歳入につきましては、補正はございません。もう1枚おはぐりください。歳出でございますが、款12後期高齢者支援金、項5後期高齢者支援金として1,000円増額して、3,856万6,000円、また款13前期高齢者納付金、項5前期高齢者納付金として同じく1,000円増額して、2万6,000円といたすものでございます。それぞれ25年度の事務費の確定に伴い、増額いたすものでございます。また款16介護納付金、項5介護納付金につきましては、本年度の拋出額の確定に伴いまして6万9,000円減額して、1,644万5,000円といたし、款40諸支出金、項5償還金といたしまして、平成24年度の高額医療費共同事業負担金の返還金の確定に伴いまして8万2,000円増額いたしまして、28万2,000円といたすものでございます。これらに伴いまして、款90予備費、項90予備費を1万5,000円減額いたしまして、24万4,000円といたすものでございます。以下事項別明細書を添付いたしておりますので、ご覧いただきまして、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして議案第60号、平成25年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。本案は既定の予算総額2億4,051万6,000円の枠内での組み換えを行うものでございます。1枚おはぐり下さい。歳入につきましては、補正はございません。もう1枚おはぐり下さいませ。歳出でございますが、款5総務費、項5施設管理費、203万5,000円減額しまして、1億5,781万7,000円といたすものでございます。これは、歯科医師が小川先生から原田先生に交代したことに伴います減額でございます。またこれに伴いまして、款90予備費、項90予備費といたしまして、203万5,000円増額いたしまして395万7,000円といたすものでございます。以下事項別明細書を添付いたしておりますので、ご審議いただきましてご承認いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第61号、平成25年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ14万8,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億3,659万9,000円といたすものでございます。1枚おはぐり下さいませ。補正いたします主な内容でございますが、歳入につきましては款90繰入金、項5一般会計繰入金として14万8,000円減額し、7,394万1,000円といたすものでございます。これは、歳出のほうの地域支援事業債の減額に伴うものでございます。続きまして、もう1枚おはぐり下さいませ。歳出でございますが、款20地域支援事業費、項10包括的支援等事業費14万8,000円減額し、1,296万5,000円といたすものでございます。これは、人件費の減額に伴うものでございます。以下事項別明細書を添付いたしておりますので、ご覧いただきまして、ご審議、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（日野尾 優君） 下垣建設課長。

○建設課長（下垣 吉正君） 議案第62号、平成25年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。本案は、既定の歳入歳出予算総額9,776万6,000円内で組替をいたすものであります。1枚おはぐりいただきまして、第1表歳入歳出補正予算ですが、歳入については補正はありません。1枚おはぐりいただきまして、歳出につきまして款5総務費、項5総務管理費の一般管理費において、人件費削減により給与14万円、職員手当3万7,000円、共済費3万7,000円をそれぞれ減額。款90予備費、項90予備費を21万4,000円増額いたすものでございます。以下事項別明細書をご覧いただきまして、ご審議、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第63号、平成25年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。本案は既定の歳入歳出予算総額1億9,047万3,000円内で組み換えをいたすものでございます。1枚おはぐりいただきまして、第1表歳入歳出補正予算ですが、歳入については補正がありません。1枚おはぐりいただきまして、歳出につきまして款10農業集落排水事業費、項5農業集落排水施設整備費において、人件費削減により給与16万3,000円、職員手当4万5,000円、共済費4万4,000円をそれぞれ減額し、款90予備費、項90予備費を25万2,000円増額いたすものでございます。以下事項別明細書をご覧いただきまして、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（日野尾 優君） 以上、提案理由説明が終了いたしました。

---

日程第23 陳情書の処理について

○議長（日野尾 優君） 日程第 2 3、陳情書の処理についてを議題といたします。

受理した陳情書は、お手元に配りました陳情文書表のとおりです。

おはかりいたします。受理第 6 号、受理第 7 号、受理第 8 号の 3 件は、総務経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日野尾 優君） ご異議なしと認めます。よって陳情 3 件は、所管の委員会に付託することに決しました。会期中の審査をお願いします。

---

○議長（日野尾 優君） 以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

これをもって、散会とします。どうもご苦労様でした。

午前 1 1 時 3 0 分散会

---